

なります。

各総合通信局では、翌月の変更検査の予定をその前の月の15日に立てるそうですので、15日までに「無線設備変更工事完了届」が届けば、翌月に検査をしてもらうことができるようです(詳細は総務省・各総合通信局あて問い合わせのこと)。変更申請の提出から変更検査までは最短で6週間、電波障害対策が滞りなく進めば平均的には8週間、約2か月でハイ・パワー局の免許状を手にすることができます。

## 電波防護指針をクリアすること

電波法施行規則が一部改正され、平成11年10月から、「無線局を開局する場合は無線局の開設者に電波の強さに対する安全施設を設けることを義務づけること」とされました。具体的には、

人が通常出入りする場所で無線局から発射される電波の強さが基準値を超える場所がある場合には、無線局の開設者が柵などを施設し、一般の人々が容易に出入りできないようにする必要があります。

のようになっています。しかし、われわれが道路や建物などに立入禁止処置を施すことはできないので、現実的には、

人が通常出入りする場所で、無線局から発射される電波の強さが基準値を超えないように調整する。

- ・空中線の利得を下げる(エレメントを減らす、アンテナ型式を変える)
- ・アンテナの位置を変更する(タワーを高くする)
- ・空中線電力などを調整する(問題となるバンドのみ1kWをあきらめ500W、または200Wに)
- ・電波型式を変える(RTTYなどをあきらめる)

こととなります。

### 点検の流れ

図5-2に日本アマチュア無線連盟(JARL)が示している、電波防護指針をクリアするための点検作業の

